

指定管理者（金峰少年自然の家）募集に係る質問書

（令和3年7月9日現在）

※質問内容は質問者記載のとおりです。

連番	項目	質問内容	回答
1	募集要項 P 1～2 施設の概要に関する事項	募集要項の指導業務について、受入事業の実施に関する業務は、県が施設を利用して行う事業となっています。このことについて、指定管理者は協力連携することになっていますが、受入事業が予定されている日には、県職員の出勤が見込めるものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、指導業務として県が施設を利用して行う事業を、学校・団体等受入事業、県主催事業の実施としております。よって、受入事業の実施につきましては、県の職員が対応し、指定管理者と協力連携のもと実施することとなります。
2	施設概要 P 2～3 使用料等	施設概要に記載されている使用料については、令和元年度の税率改正に伴い金額の変更を行っていることから消費税込みの金額と思われませんが、指定管理者が利用料金表示する場合は、「税込み」の表示をしなければならないでしょうか。	施設概要に記載の使用料等につきましては、御指摘のとおり消費税を含んだ金額となっております。総額表示の義務付けにより、その価格をチラシやポスター等に表示する際には、総額表示として認められる内容であれば、必ずしも「税込み」の表示が必要とはされておりません。（財務省のホームページ参照） なお、「税込み」の表示があることで、利用者には分かりやすいものと考えられます。